

旭硝子（株）船橋工場跡地周辺の環境調査結果について

平成 17 年 5 月 27 日（金）

船橋市環境部環境保全課

課 長 森内栄一 (436-2451)

課長補佐 橋田雅志 (436-2451)

旭硝子（株）については、平成16年3月に同社船橋工場（北本町1-10-1）を閉鎖し、市の指導のもと平成16年6月から「土壤汚染対策法に基づく調査」及び「事業者の自主的調査」を実施してきましたが、5月20日に調査結果報告書が市に提出されました。

その結果、「土壤汚染対策法に基づく調査」においてはふっ素及び六価クロムが、「事業者の自主的調査」においてはふっ素、鉛、砒素及びほう素が指定基準を超過しました。

これを受け、市では、土壤汚染対策法に基づく調査で基準を超過した区域について、本日、同法に基づく指定区域に指定し、公示しました。

また、工場跡地内において基準を超過したすべての物質について、周辺の大気、河川、地下水及び土壤環境調査を実施しましたが、周辺環境への影響は、認められませんでした。

今後は、事業者に対し、自主的調査において基準を超過した区域も含め、法に基づく措置を早急かつ適切に講ずるよう指導し、市民の健康や生活環境に影響が及ぶことがないよう努めて参ります。

1 土壤汚染対策法に基づく指導経緯等について

市では、旭硝子（株）船橋工場の閉鎖計画の段階から協議を進め、土壤汚染対策法に基づく調査のほか、土壤汚染が懸念される特定有害物質についても自主的に調査するよう指導してきました。その結果、5月20日に法に基づく調査結果報告書とともに、自主調査結果報告書が市に提出されました。「土壤汚染対策法に基づく調査」においてはふっ素及び六価クロムが、「事業者の自主的調査」においてはふっ素、鉛、砒素及びほう素が指定基準を超過しました。

これを受け、市では、土壤汚染対策法に基づく調査で基準を超過した区域については、本日、同法に基づく指定区域に指定・公示し、指定区域台帳に登録しました。

指定区域に指定されますと、土地の改変が制限され、形質変更の際は、市長への届出が義務づけられ、その施行方法が基準に適合しない場合には、市長から計画変更が命ぜられることとなります。

なお、自主的調査において基準を超過した区域についても、法に準じ、土地改変の制限や汚染の除去等の措置を指導して参ります。

＜法指定区域の概要＞

（１）指定区域

① 所在地 船橋市北本町1丁目830番1、830番5、905番4、908番3及び912番2
の地番の各一部

② 面積 31,430㎡

（２）土壤汚染物質

六価クロム化合物 ふっ素及びその化合物

２ 周辺環境調査結果について

市では旭硝子（株）船橋工場跡地において確認された土壤汚染物質（鉛、砒素、六価クロム、ふっ素及びほう素）について、大気・河川・土壤及び地下水に関する周辺環境調査を実施しました。

その結果、工場跡地において、汚染が確認された物質による周辺環境への影響は、認められませんでした。

＜大気環境調査＞

工場跡地から飛散する粉じん等による大気環境への影響が考えられるため、跡地周辺の２カ所の公園（北本町1丁目子供の広場（北本町1-14）、船橋サンハイツ前（北本町1-18））において、ハイボリュームエアサンプラーにより浮遊粉じんを採取（平成17年3月9～10日）し、跡地において確認された土壤汚染物質について調査しました。

その結果、測定値は一般市街地の濃度レベルにあり、また環境基準の定めはありませんが、ACGIH（米国産業衛生専門家会議）が示す許容濃度を大きく下回り、周辺環境への影響はないものと考えられます。

＜河川環境調査＞

河川環境調査については、旭硝子（株）船橋工場の排水先である長津川（船橋ハイム前）において、水質汚濁防止法に基づく公共用水域の監視計画の一環として実施しました。

その結果、工場跡地において確認された土壤汚染物質による汚染（環境基準の超過）は認められませんでした。

また、解体工事期間中の排水水（散水等に伴うもの）についても立入調査を実施しましたが、排水基準を超えていませんでした。

＜土壤環境調査＞

工場跡地の周辺２カ所の公園（北本町1-14、北本町1-6）の土壤を採取（平成17年3月11日）し、工場跡地において確認された土壤汚染物質について調査しました。

その結果、環境基準及び指定基準は超えておりませんでした。

＜地下水調査＞

工場跡地周辺の井戸7カ所から地下水を採取（平成17年3月9日）し、工場跡地において確認された土壌汚染物質について調査しました。

その結果、環境基準は超えておりませんでした。

なお、本調査では、地下水全般の汚染状況を把握するため、環境基準が定められている他の物質についても調査しました。

その結果、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる汚染が新たに確認されたので、直ちに保健所を通じて井戸所有者に対する飲用指導を行うとともに、汚染範囲の確定、発生源の究明調査を実施しているところです。

3 今後の指導方針について

工場跡地において、汚染が確認された物質による周辺環境への影響は認められず、幸いにも汚染は、跡地内に留まっていることが確認されました。

従って、今後は、事業者に対し、土壌汚染対策法に基づく措置を早急かつ適切に講ずるよう指導し、市民の健康や生活環境に影響が及ぶことがないよう努めて参ります。

また、市としては、適宜、周辺環境調査を実施し、環境影響を監視して参ります。

＜問い合わせ先＞

〒273-8501

船橋市湊町2-10-25

船橋市環境部環境保全課

TEL： 047-436-2455

FAX： 047-436-2448

Eメールアドレス：kankyohozen@city.funabashi.chiba.jp

なお、工場跡地の土壌、地下水の調査結果及び今後の対策に関する資料は旭硝子（株）ホームページに掲載されています。

（参考）旭硝子（株）ホームページ <http://www.agc.co.jp/>

旭硝子（株）船橋工場跡地の周辺環境調査結果

市では旭硝子（株）工場跡地において、土壌汚染が認められた物質について、本年3月、周辺の大気・河川・土壌及び地下水に関する環境調査を実施しました。

その結果、工場跡地において、土壌汚染が確認された物質による周辺環境への影響は、認められませんでした。

<大気環境調査>

● 大気環境調査結果

(単位：mg/m³)

	ふっ素	全クロム	鉛	砒素	ほう素
北本町1-14	0.00001未満	0.0000061	0.000042	0.0000026	0.000010
北本町1-18	0.00001未満	0.0000040	0.000036	0.0000022	0.000008
ACGIHの許容濃度	TWA※1.6	TWA 0.5	TWA 0.05	TWA 0.01	—
日本産業衛生学会	—	0.5	0.1	—	—
大気モニタリング調査結果 (高根台)	—	0.0000017 ～0.0000068	—	0.00000045 ～0.0000026	—

ACGIH：米国産業衛生専門家会議（化学物質の職業上の許容濃度の勧告値の設定を行う。）

TWA：ACGIHで設定した8時間労働又は40時間週労働で許容される暴露濃度

※ ふっ素の許容濃度は、ppm（百万分率）で表示されているので、mg/m³に換算

<河川環境調査>

● 長津川（船橋ハイム前）の平成16年度の水質調査結果

(単位：mg/l)

調査年月日	ふっ素	六価クロム	全クロム	鉛	砒素
平成16年 4月 7日	0.08未満	0.005未満	—	0.001	0.001
平成16年 6月 9日	0.08未満	0.005未満	0.02未満	0.002	0.001
平成16年 8月 4日	0.10	0.005未満	0.02未満	0.001	0.001未満
平成16年10月 7日	0.10	0.005未満	—	0.001	0.002
平成16年12月 1日	0.08未満	0.005未満	0.02未満	0.001	0.001未満
平成17年 2月 2日	0.09	0.005未満	0.02未満	0.001未満	0.001未満
環境基準	0.8以下	0.05以下	—	0.01以下	0.01以下

※ 環境基準が定められている他の項目（カドミウム、全シアン、総水銀、PCB、四塩化炭素、1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、硝酸性亜硝酸性窒素等）についても基準値以下
ほう素については八千代橋で測定し、基準値以下

● 工事期間中の立入調査（排水調査）結果

(単位：mg/l)

調査年月日	ふっ素	六価クロム	全クロム	鉛	砒素
平成16年 9月 1日	1未満	0.04未満	0.05未満	0.05未満	0.01未満
平成16年11月 4日	1未満	0.04未満	0.05未満	0.05未満	0.01未満
平成17年 1月 6日	1未満	0.04未満	0.05未満	0.05未満	0.01未満
平成17年 3月 2日	1未満	0.04未満	0.05未満	0.05未満	0.01未満
排水基準	8以下	0.05以下	1以下	0.1以下	0.05以下

<土壌環境調査>

● 溶出量調査結果

(単位：mg/l)

	ふっ素	六価クロム	鉛	砒素	ほう素
北本町1丁目子供の 広場（北本町1-14）	0.2	0.02未満	0.005未満	0.003	0.06
北本町東児童遊園 （北本町1- 6）	0.7	0.02未満	0.005未満	0.004	0.12
指定基準	0.8以下	0.05以下	0.01以下	0.01以下	1以下
土壌環境基準	0.8以下	0.05以下	0.01以下	0.01以下	1以下

溶出量：土壌中の物質が水の中（地下水）に溶け出す量

● 含有量調査結果

(単位：mg/kg)

	ふっ素	六価クロム	鉛	砒素	ほう素
北本町1丁目子供の 広場（北本町1-14）	200	5未満	10	5未満	5未満
北本町東児童遊園 （北本町1- 6）	160	5未満	92	5未満	14
指定基準	4000以下	250以下	150以下	150以下	4000以下
土壌環境基準	—	—	—	—	—

含有量：土壌の中に含まれる量

<地下水調査>

● 汚染確認物質に係る地下水調査結果

(単位：mg/l)

	ふっ素	六価クロム	鉛	砒素	ほう素
1 北本町1	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.005	0.07
2 北本町1	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.03
3 北本町1	0.08	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.04
4 北本町2	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.002	0.25
5 北本町2	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.02未満
6 北本町2	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.004	0.02未満
7 夏見3	0.08未満	0.005未満	0.001未満	0.001未満	0.08
地下水環境基準	0.8 以下	0.05 以下	0.01 以下	0.01 以下	1以下

● 環境基準設定物質（上記を除く）に係る地下水調査結果

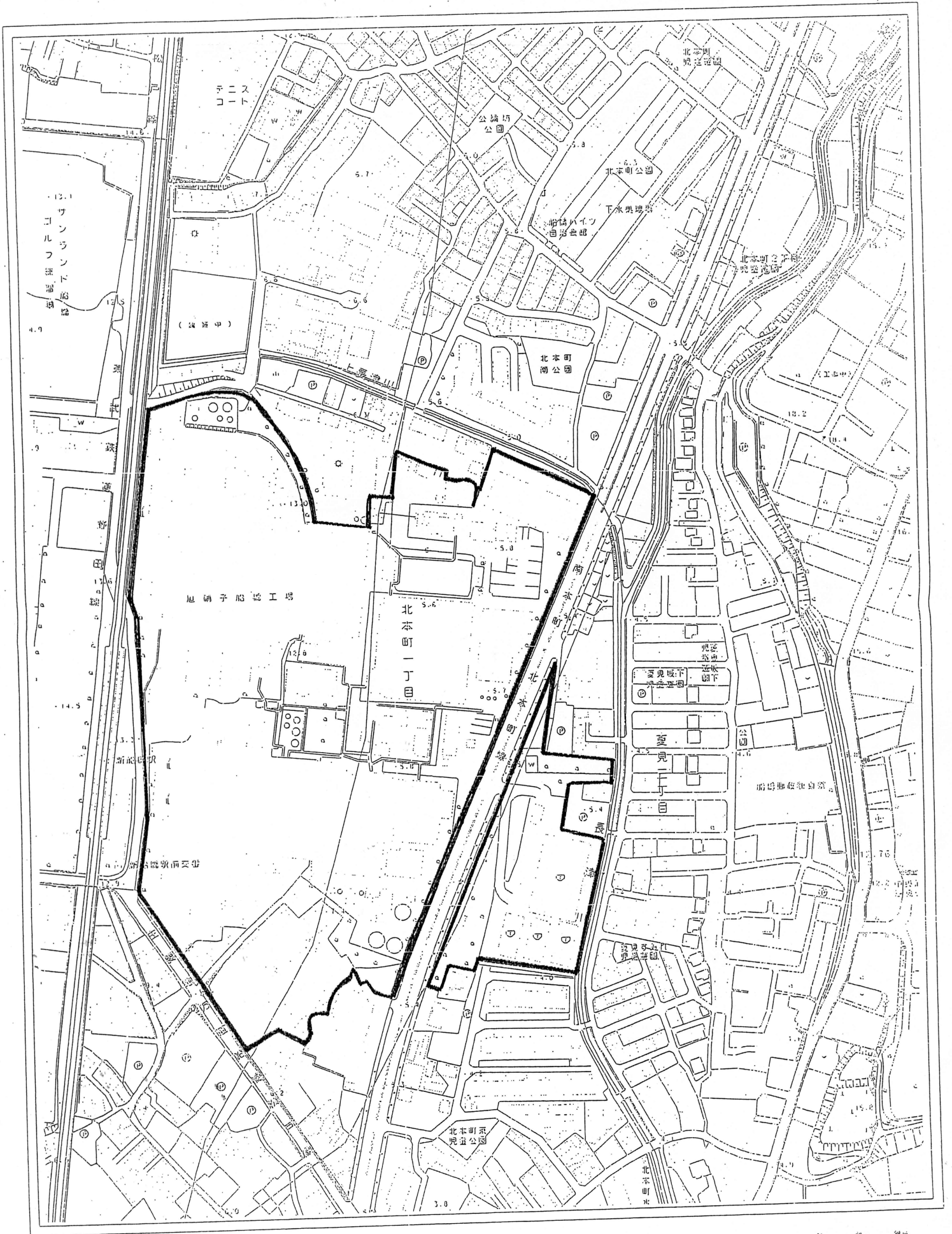
(単位：mg/l)

	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	※左を除く有機塩素化合物、重金属等
1 北本町1	0.002未満	0.0005未満	環境基準値以下
2 北本町1	0.002未満	0.0005未満	〃
3 北本町1	0.002未満	0.0005未満	〃
4 北本町2	0.17	0.0013	〃
5 北本町2	0.002	0.85	〃
6 北本町2	0.17	0.0012	〃
7 夏見3	0.002未満	0.0028	〃
地下水環境基準	0.03 以下	0.01 以下	

※ 有機塩素化合物：四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、ジクロロメタン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、ベンゼン

重 金 属 等：カドミウム、水銀化合物、セレン、シアン化合物

周 辺 案 内 図



土壤汚染対策法の指定区域

凡例

—— : 敷地境界線

■ : 指定区域

